

■ 第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸保全基本計画の目的と対象範囲

1-1 計画の目的

海岸保全基本計画とは、海岸法第二条の三に基づき、沿岸ごとに都道府県知事が海岸の保全に関する基本計画として定める計画である。

東京湾沿岸については、平成16年8月、東京都、神奈川県、千葉県の一都二県の共同により策定した。

海岸保全施設の整備に当たっては、従来の「防護」だけでなく「環境」「利用」の視点も加え、これらが調和した海岸保全を推進することとしている。



「東京湾沿岸海岸保全基本計画」は、全体計画と3つの区間別計画から構成されている。本計画は、「東京都区間」について自然特性や社会的特性を踏まえた沿岸の長期的なあり方と海岸の防護・環境・利用に関する取組及び海岸保全施設の整備についての基本的な事項を示したものである。

図1-1 東京都区間の範囲

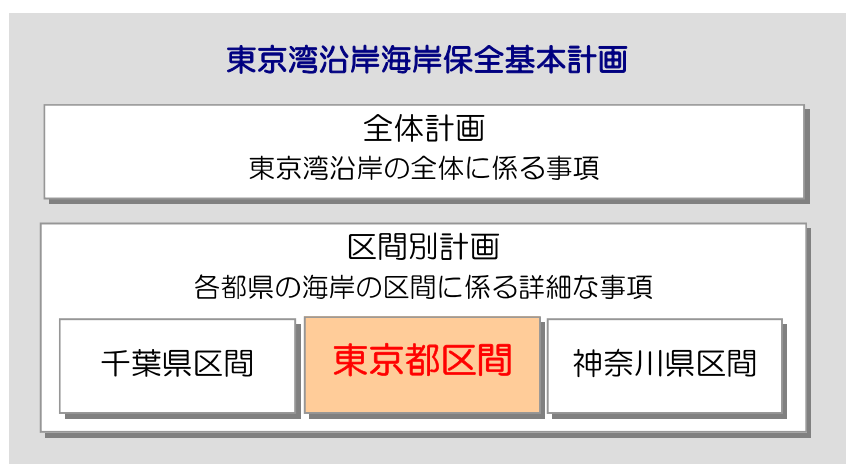


図1-2 本計画の構成

1-2 計画の対象範囲

東京都の海岸線は、図1-3のように旧江戸川～多摩川までの延長194kmに及ぶが、本計画の対象範囲は、図1-4に示すように国土保全のため防護が必要な範囲として海岸保全区域^{*}に定められた海岸線とする。

また、海岸保全区域は、背後に広がる低地帯を高潮災害から守るために指定している。（低地帯：P1-4 図1-5に示す着色部）

なお、海岸保全区域以外の海岸線についても、今後の周辺土地利用の変化などに伴い、必要に応じて海岸保全区域を指定し、適切に対応できるようにしていく。

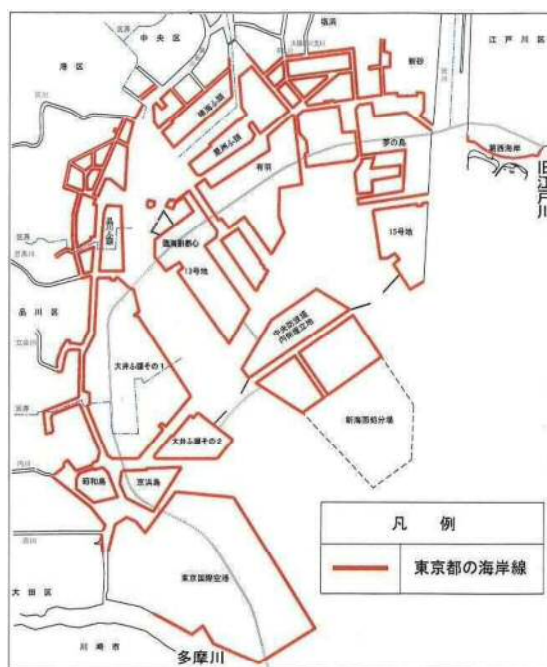


図1-3 東京都の海岸線
(伊豆諸島、小笠原諸島を除く)

今後、海岸保全区域への追加が想定される区域は、原則として下記のとおりである。

高潮による浸水被害が想定される区域や、国土保全の観点から、既設護岸の老朽化が進んでいる区域のうち、背後に住宅や事業所等が存在する区域。ただし、港湾の物流機能を阻害しないよう水際利用している港湾計画上の「ふ頭用地」「港湾関連用地」は原則として海岸保全区域は指定しない。

※ 海岸保全区域：国土保全ならびに高潮などの自然災害から人命や財産を守るために区域を管轄する都道府県知事が指定を行う区域。

なお、その区域の幅は、海岸線から原則として海側、陸側に50m以内で指定することができる。ただし、葛西海岸沖については、海域部の土砂採取により波浪の低減効果が低下することから、背後の海岸保全施設に対する検討を行った結果、土砂採取された場合には高潮時の波浪に耐えることができないとの結論に至ったため、必要範囲を海岸保全区域として指定している。（P1-3 図参照）

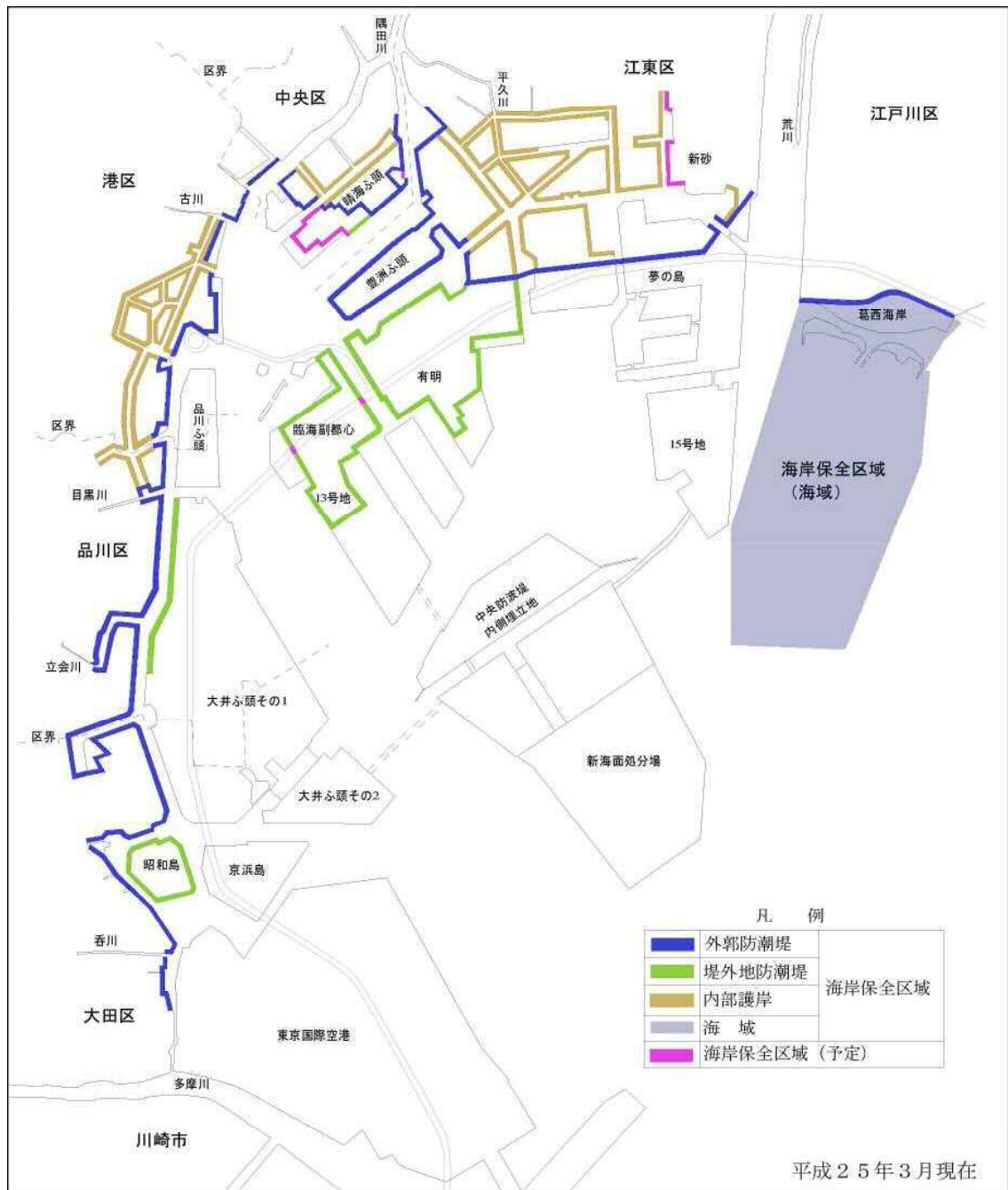


図 1-4 本計画の対象範囲（海岸保全区域）

- ※ 外 郭 防 潮 堤：伊勢湾台風を契機に、本格的な高潮対策事業を開始した当時の既成市街地等を高潮などから防護するための第一線の防潮堤
- 堤外地防潮堤：外郭防潮堤外側の埋立地（堤外地という）を高潮等から防護するための防潮堤
- 内 部 護 岸：防潮堤や水門の内側にある埋立地を浸水等から防護するための護岸

1-3 東京都沿岸の地盤高の状況

東京都沿岸は、地盤高が満潮面以下の地域、いわゆるゼロメートル地帯を抱えており、高潮に対して非常に危険な地域となっている。

(ゼロメートル地帯：満潮面 A.P. +2.1m以下の地域、図1-5に示すピンク色の地域)

防潮堤や水門など海岸保全施設がなければ、高潮等による浸水により、甚大な被害を受けることとなる。

(詳細 P1-53 参照)

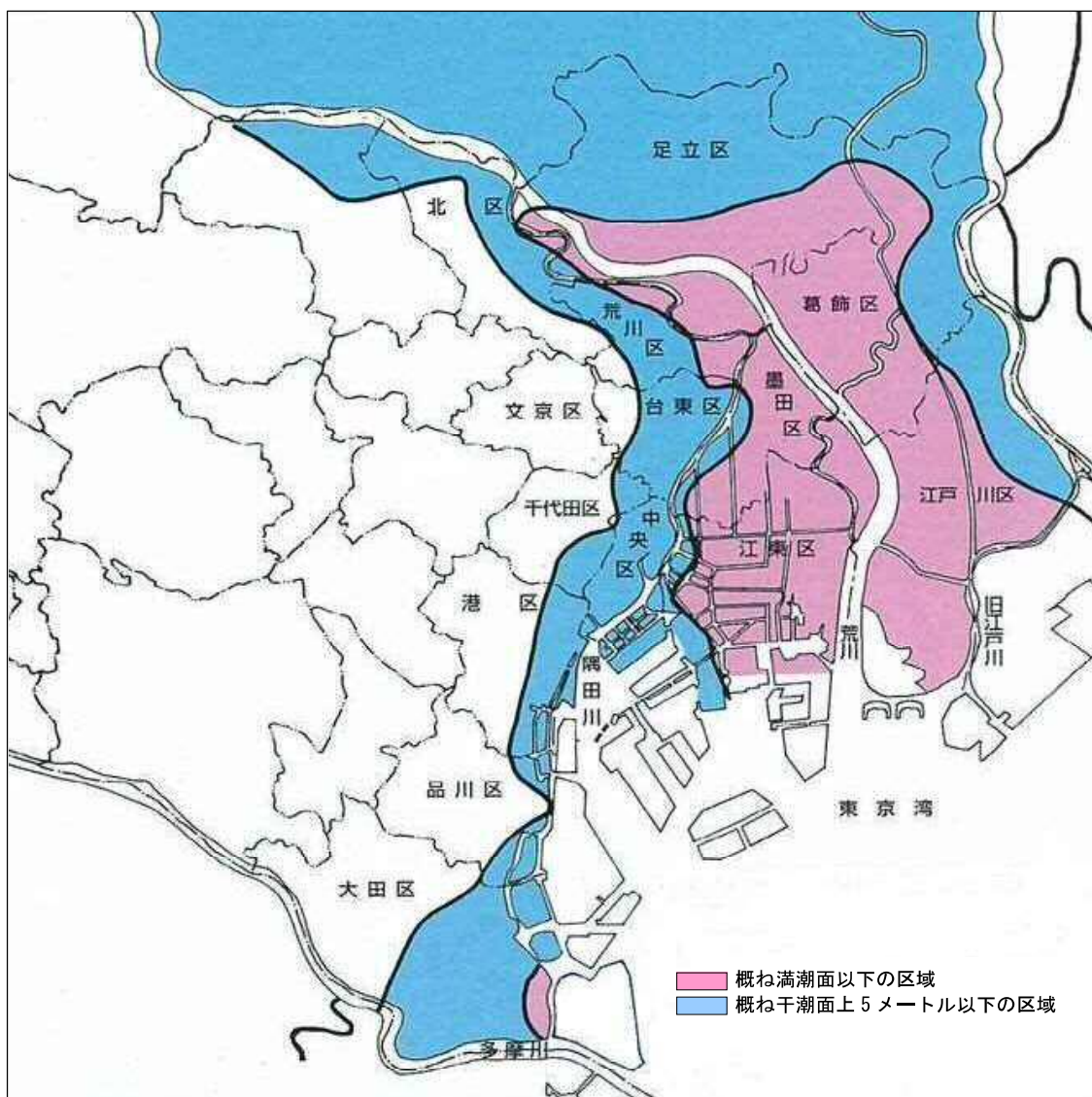
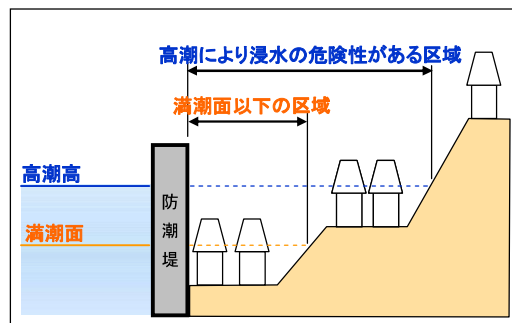


図1-5 地盤高平面図

1-4 東京港海岸保全施設整備計画

東日本大震災を踏まえ、東京都防災会議による被害想定が見直され、対象地震や津波高が示された。この被害想定等を踏まえ、平成24年12月に「東京港海岸保全施設整備計画」を策定した。

(1) 整備方針

【対策の目標】

- 東京都防災会議が示したマグニチュード8.2の海溝型地震等の想定される最大級の地震が発生した場合においても、津波による浸水を防ぐよう、耐震対策を実施する。
- 万が一、地震により防潮堤等が損傷し、その機能が復旧する前に高潮が発生する場合も想定し、水門、排水機場の電気・機械設備が浸水しないよう、耐水対策を実施する。
- 防潮堤等は、伊勢湾台風級の台風を想定した高潮高に対応して整備する。

1) 対象範囲

最大級の地震や台風が発生し、東京港の海岸保全区域において、津波や高潮により浸水する可能性がある範囲を対象とする。

2) 対象地震

①東京都防災会議で示されている地震

- 海溝型地震 : 元禄型関東地震 (マグニチュード8.2)
- 首都直下地震 : 東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)

②国の「海岸保全施設の技術上の基準」で示されている地震

3) 整備箇所の基本的な考え方

[防潮堤、内部護岸]

- 背後地盤が想定津波高より低い箇所

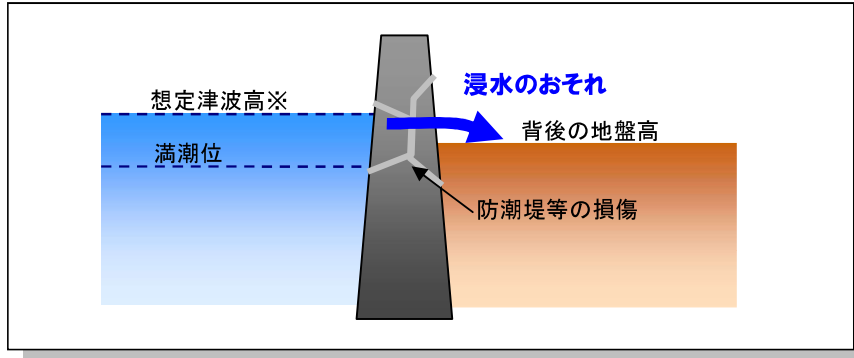
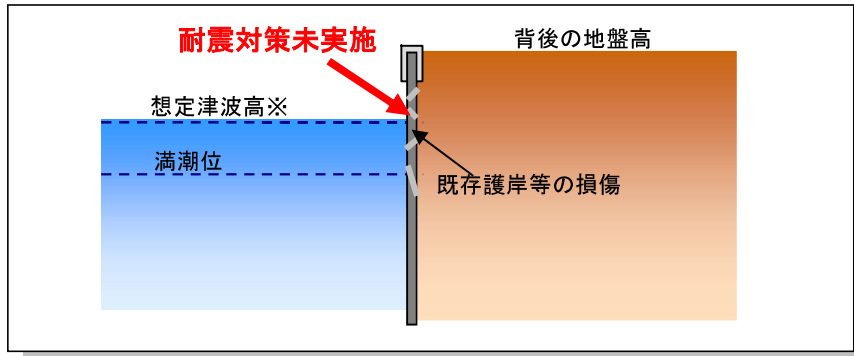


図 1-6 背後地盤が想定津波高より低い箇所

- 耐震対策未実施箇所（これまでの計画の継続）



※想定津波高

防潮堤：元禄型関東地震を想定した津波高

内部護岸：東京湾北部地震を想定した津波高

図 1-7 耐震対策未実施箇所

[水門、排水機場]

- 耐震・耐水対策が必要な箇所

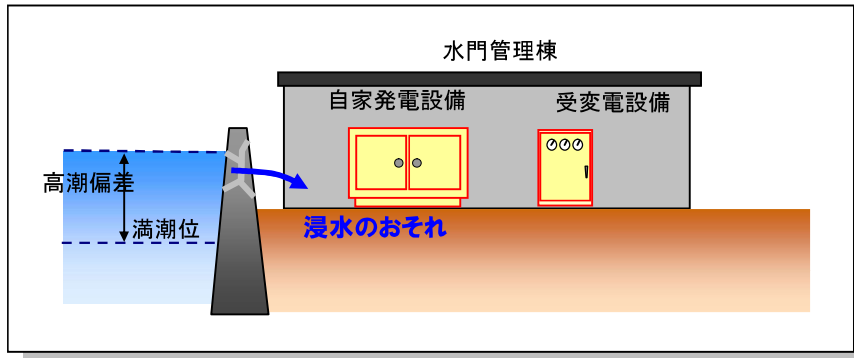


図 1-8 耐震・耐水対策が必要な箇所

(2) 実施内容

1) 計画期間

10年間 (平成24年度～平成33年度)

2) 整備概要

(a) 防潮堤、内部護岸(耐震対策)

内容	整備延長	備考
防潮堤	約1.7km	外郭防潮堤 約1.1km 堤外地防潮堤 約0.7km
内部護岸	約2.6km	
合計	約4.3km	

※ 既存施設の補強又は新規整備

※ 港南地区の4か所の水門は、水門機能を廃止し防潮堤整備を進めていく。(整備延長には含まない。)

※ 延長は表示単位未満を四捨五入

(b) 水門、排水機場(耐震・耐水対策)

内容	施設数
水門	13施設
排水機場	3施設
合計	16施設

※ 既存施設の補強又は新規整備

※ 浜離宮排水機場は今後のあり方について検討することとし、本計画の対象外とする。

(c) 水門操作等

○高潮対策センターの2拠点化等

第二の高潮対策センターを整備するとともに、通信網の多重化等を行う。

○陸ごうの遠隔制御等

陸ごうの削減や遠隔制御システムの導入を図る。

○海岸保全施設の維持保全

水門の門扉改修など、施設の維持保全を図る。

